

民生福祉常任委員会会議記録（条例審査）

1. 日 時	平成30年 12月 6日
2. 場 所	議員協議会室
3. 出席議員	木戸貞一、大西基雄、小島政行、向井千尋、前田えり子、森本富夫、
4. 市部局	消防本部 保健福祉部
5. 会議に付した事件 議案第83号 篠山市火災予防条例の一部を改正する条例 議案第79号 篠山市介護保険条例の一部を改正する条例 議案第80号 篠山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 議案第81号 篠山市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例	
<p>開会</p> <p>【委員会】</p> <p>木戸委員長 挨拶</p> <p>【消防本部管理課】</p> <p>日程第1、議案第83号 篠山市火災予防条例の一部を改正する条例について 担当課より、議案第83号説明資料に基づき説明</p> <p style="text-align: center;">＜主な質疑等＞</p> <p>小島委員 現在、市内に公表対象となる建物はあるのか。 消防本部 現在はない。</p> <p>小島委員 公表の仕方はどのようにするのか。 消防本部 市ホームページで行う。</p> <p>前田委員 ホームページのみの公表なのか。 消防本部 国の通知では、ホームページとされている中、各市の消防において協議しホームページのみとしている。また、公表制度は違反が是正されれば削除しなければならない中、広報紙など紙ベースの媒体に掲載してしまうと、違反が是正されても残ってしまうことから、ホームページのみ</p>	

としている。

- 森本委員 立入検査はどの程度の周期で行っているのか。
消防本部 査察要綱に従って、旅館や病院などは毎年行っており、その他のものは2年あるいは3年の周期で行っている。
- 森本委員 できるだけ積極的に立入検査を行っていただきたい。
大西副委員長 立入検査で違反を覚知した場合、公表するまでの日程などは決まっているのか。
消防本部 指示書を出してから14日後に公表する。
- 木戸委員長 民泊などは対象になるのか。
消防本部 旅館業法の許可が必要なものと民泊として届け出が必要なものがあるが、消防本部が「住居」として判断したものは、対象外となる。
- 木戸委員長 その判断はいつするのか。
消防本部 県の担当部局が、旅館業法の許可や民泊の届出を受理する場合に、消防法令適合通知書を交付することから、その時に判断できる。
- 小島委員 設備が付いている建物で故障が生じた場合は対象となるのか。
消防本部 自動火災報知設備の設備が付いており、感知器などが部分的に故障している場合は該当しない。あくまでも、設備が全く設置されていない場合に限るものである。

【保健福祉部地域福祉課・医療保険課】

- 日程第2、議案第79号 篠山市介護保険条例の一部を改正する条例
日程第3、議案第80号 篠山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
各担当課長より議案第79号、80号説明資料に基づき、一括して説明

<主な質疑等>

- 向井委員 この条例改正により影響のある対象者は何人か。また周知の方法は。
保健福祉部 平成29年度実績で2人であり、市広報及びホームページで周知する。

【保健福祉部医療保険課】

- 日程第4、議案第81号 篠山市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例
担当課長より議案第81号説明資料に基づき説明

<主な質疑等>

